

消費者

## エステティック契約の中途解約は？



夏に向けて理想のプロポーションを手に入れようと、エステティック店のお試しコースの広告を見て、お店へ行ったら、「気になる所はありますか？今ならキャンペーン価格でお得です！毎月分割すれば支払っていただけますよ」と強く勧められ、断りきれずにクレジットで契約をしてしまった。

しかし、仕事が忙しくて、なかなか通う機会がない。冷静に考えたら、今の収入から支払っていきける自信がない。解約したいけどできるのかな？

\* \* \*

女性だけでなく、最近では男性のためのコースもあるエステティックサービス。仕事などの都合で通えなくなったり、思うような効果が得られないなど途中で解約したいと思つたとき、精算金などをめぐってトラブルになる事例があります。

エステティックサービスについては、**契約金額が5万円超・期間1カ**

月超の契約であれば特定商取引法により契約書面を受け取った日を含む8日間はクーリング・オフができます。

もし、クーリング・オフ期間が過ぎても中途解約ができます。また、エステの施術を受ける際に必要な商品は「関連商品」として、中途解約できる場合があります。中途解約時の清算についても計算ルールが定められています。

誰しも思い描く理想の自分になりたいもの。しかし、「美しくなる」「痩せる」などの言葉につられて契約しても、継続して受けてみないと効果があるかどうかは確認できないのがエステティックサービスです。長期間に及ぶ高額な契約には特に注意し、支払い能力や最後まで通えるかなどを十分に考えて、慎重に検討することが大切です。お困りの際は消費者センターへご相談ください。

■ご相談は消費者センター(メルカつきまち4階、相談専用☎829・1234)へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時～午後5時です。月曜日休業(祝日の場合、直後の平日)。土・日・祝日も相談できます。